

第7章 環境の保全及び創造のための措置

本事業は、大阪第6地方合同庁舎（仮称）の庁舎屋上に新たにヘリポートを設置するものであり、環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、以下に示すとおりである。

7.1 工事計画

環境の保全及び創造のための措置として建設機械の稼働や工事用関連車両が周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮する。

7.2 交通計画

計画ヘリポートの運用目的は自然災害時等の調査及び情報収集活動を主としており、これに伴う新たな交通はほとんど発生しない。

7.3 緑化計画

計画ヘリポートは大阪第6地方合同庁舎（仮称）の庁舎屋上に設置するため、緑地は設置しない。

7.4 廃棄物に関する計画

施設の供用時・建設工事中共に、本事業から発生する廃棄物を最小限に抑えることで、可能な限り発生量の抑制・再利用に努める。

7.5 環境保全計画

本事業の実施に伴う環境保全計画は、以下に示すとおりである。

- ・ヘリポートの運用時間は原則として日出又は7時の遅い方から日没又は19時の早い方までとし、離着陸訓練については実施時間帯に配慮する。
- ・北側の進入表面下に環境保全施設が存在することから、気象条件を考慮しながら飛行の安全性を保持した上で可能な限り東側の進入表面から着陸及び離陸を行う。
- ・ヘリコプター運航にあたっては、計画飛行ルートを遵守してPCAの下限高度近くの高高度で飛行すること、北側進入表面については飛行の安全性に配慮しながら速やかに高高度を上昇させること等により、飛行ルートと環境保全施設との距離の確保に努める。
- ・ヘリコプター搭乗後の目的地・経路等に関する搭乗者間での簡易打合せ等の時間を短縮すること等により、ヘリポートにおける待機時間を3分程度まで短縮するよう努める。
- ・ヘリコプターの運航会社がこれらの事項を確実に実施するよう運航管理者に要請し、

実効性を継続的に確保する。

- ・低周波音の予測結果は建具のがたつき閾値を上回り、一部屋内でも圧迫感・振動感を感じる可能性があることから、供用後の事後調査において屋内での低周波音の測定や苦情等の問題が発生していないか確認し、その結果を踏まえて必要な環境保全措置を講じる。
- ・事後調査において、調査対象施設のご協力が得られる場合には、屋内での低周波音の測定を実施する。
- ・近畿地方整備局が防災ヘリコプターとして使用するヘリコプターの更新に際しては、性能等による選定が主となるが、騒音及び低周波音の発生抑制にも留意して選定するよう努める。

7.6 大阪市環境基本計画の推進

本事業の実施にあたっては、大阪市環境基本計画に定められた5つの戦略である「地域、市民、事業者との連携強化」、「経済、社会、環境の統合的な向上」、「持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用」、「国際展開の強化」、「持続可能で効果的な行政運営」に配慮し、前述の環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置を行うことで、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現に向けた計画の推進に努める。

7.7 環境保全対策についての検討の経過

本事業の実施に伴う環境保全対策の検討は、以下に示すとおりである。

- ① 事業計画地が市街地に位置し、周辺に住居、病院、学校等の特に環境の保全に配慮すべき建物が存在することから、ヘリコプターの運用時間を原則として日出又は7時の遅い方から日没又は19時の早い方までとし、離着陸訓練については実施時間帯に配慮する。なお、ヘリポートにおける待機時間を3分程度まで短縮するよう努めることとした。
- ② 飛行ルートについては、計画飛行ルートを遵守し、ヘリコプターが安全に離着陸できる範囲内で、住居、学校、病院等の建物から離れたルート（例：東側進入表面である大阪城外堀の上空）を飛行することとし、その上で、気象条件を考慮しながら飛行の安全性を保持した上で可能な限り東側の進入表面から着陸及び離陸を行うこととした。
- ③ 北側の安全表面下には環境保全施設が存在することから、飛行の安全性に配慮しながら速やかに高度を上昇させ、環境保全施設との距離の確保に努め、北側進入表面から着陸及び離陸を行う場合はできる限り環境保全施設から離れて飛行するよう努めることとした。
- ④ ヘリコプターの運航時には運航管理者を通じてヘリコプターの運航会社に対して使用目的、環境配慮事項等を明記した資料を提示することにより、騒音に関する指摘事項をはじめ、環境影響評価書を十分に踏まえた運航管理を行うよう文書指示を行うこととした。